

経 済 産 業 省

20240321 商局第1号
令和6年3月25日

大規模小売店舗立地法運用主体

(都道府県、政令指定都市、都道府県から権限移譲された市町村) 各位

経 済 産 業 省
商 務 情 報 政 策 局
商 務 ・ サ ー ビ ス グ ル ー プ
消 費 ・ 流 通 政 策 課

デジタル臨時行政調査会の「デジタル原則」への大規模小売店舗立地法における対応について

令和3年11月、デジタル改革、規制緩和、行政改革に係る横断的課題を一体的に検討し実行することにより、国や地方の制度・システム等の構造改革を早急に進め、個人や事業者が新たな付加価値を創出しやすい社会とすることを目的としてデジタル臨時行政調査会（会長：内閣総理大臣。以下「調査会」という。）が設置されました。

令和4年6月、調査会は、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（以下「一括見直しプラン」という。）を策定し、7項目のアナログ規制（目視規制、定期検査・点検規制、実地監査規制、常駐・専任規制、書面掲示規制、対面講習規制、往訪閲覧・縦覧規制）等に関する法令約1万条項について、点検・見直しを行うこととし、同年12月にはこれら規制等に係る法令の見直しに向けた工程表が策定されました。

一括見直しプランでは、令和4年7月から令和6年6月までの2年間を集中改革期間と位置づけており、工程表中の各法令条項においても、当該2年間の取組を前提とした類型化された工程表が示されており、必要な見直しを進めていくこととされているところです。

これを受けて、大規模小売店舗立地法（以下、「法」という。）における対応について、下記のとおり整理しましたので、周知いたします。

記

近年の急速なデジタル技術の進展に伴い、閲覧者の利便性の向上及び行政の効率化の観点から、これら縦覧はデジタル化を基本とすることとします。具体的な方法は、縦覧については、今後、縦覧対象である申請書等について、事業者に対し電子データの提出を求める等してデータ保存し、縦覧はインターネットを利用する方法によることなどが考えられます。

法第5条第3項に基づく、大規模小売店舗の新設に関する届出及び添付書類の縦覧に当たっては、必要に応じ、書類の縦覧をインターネット等の電磁的方法で行うとともに対面又は書面においても行うことや、書類等を全てインターネット上に公表することが困難な場合には、当該書類等の概要をインターネット上に公表することと併せて、書面においても行うことは差し支えありません。

以上については、以下の縦覧についても同様の取扱いといたします。

- 法第6条第3項に基づく、変更の届出及び添付書類の縦覧
- 法第8条第3項に基づく、都道府県が市町村等から聴取した意見の縦覧
- 法第8条第6項に基づく、都道府県が当該届出をした者に対し述べた意見の縦覧
- 法第8条第8項に基づく、都道府県により述べられた意見を踏まえた、当該届出を変更する旨の届出及び添付書類の縦覧
- 法第9条第5項に基づく、都道府県による勧告を踏まえた、必要な変更にかかる届出及び添付書類の縦覧

さらに、同法施行規則では、第5条、第10条、第14条、第15条及び第17条において、法の規定による公告の方法として、都道府県の公報その他の都道府県が適切と認める方法により行うものとしています。また、同法施行規則第12条においては、（１）都道府県の協力を得て、都道府県の公報又は広報紙に掲載することのほか、（２）時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載すること、（３）（１）及び（２）に掲げるもののほか、都道府県が適切と認める方法、のうちいずれかにより行うものとしています。

これらについても、デジタル技術の活用について明示されておりませんが、ホームページ等を利用することによるオンライン化が可能です。

なお、公告及び縦覧に当たっては、特定の個人等のプライバシーに配慮いただくとともに、情報にアクセスしやすい方法を工夫し行うようお願い申し上げます。

以上